

どなたでも参加できます

入場無料

2016年4月1日施行

改正「行政不服審査法」学習会

と き **5月13日(金)**

講師 広島修道大学 法学部

18:30~20:30

ところ 広島弁護士会館 会議室

教授 村上 博

広島市中区上八丁堀2-73 電話(代表) 082-228-0230



国民の権利・利益を守るため、改正「行政不服審査法」をどう活かすか

改正『行政不服審査法』の概要

- 利便性の向上
 - 1 不服申立ての手続きを審査請求に一元化
 - 2 不服申立期間を60日から3か月に延長
 - 3 標準審理期間の設定
 - 4 争点・証拠の事前整理手続きの導入
 - 5 不服申立前置(不服申立を経なければ出訴できないとする定め)の見直し
- 公平性の向上
 - 1 審理員に関する規定の整備
 - 2 行政不服審査会等への諮問制度の導入
 - 3 審査請求人の権利の拡充

共催 広島法律事務所 広島市中区八丁堀10-14八丁堀マエダビル3階 ☎(082)228-2458

広島自治体問題研究所 広島市中区大手町5-16-18 ☎(082)241-1713 メール:hjitiken@urban.ne.jp